#### 特記仕様書

亀山市 建設部上下水道局下水道室

# 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事 執行規則によらなければならない。

## 2. 設計図書の照査

2-1 請負者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

### 3. 施工計画書

- 3-1 請負者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。 3
  - 3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない
- 3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。
- 3-3 請負者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。 3-4
- 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提 出しなければばらない。 3–5

### 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

- 2. 推進工 (削除)
- 推進エについては、断面、線形、地山の条件、掘削方法、運転操作、覆工の形式等を考慮して、使用上の安全と作業の確実性を確保 し、かつ効率的な施工ができるものとすること。 5-1
- 5-2 掘削機の運転操作は、熟練した専任の技術者が行うこと。
- 5-3 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。
- 6. 開削工
- 開削エについては、作業の安全性および効率的な施工を確保し、原則として仮舗装をおこない夜間開放を行うこと。 6–1
- 6-2 埋戻土及び砂基礎については、「公共共仕」の4-3-3盛土エに基づき転圧を充分に行ない、復旧部分の陥没等が生じないよう施工を行
- 土留工の施工については、『建設工事公衆災害防止対策要綱』に基づき、施工を行うこと。 6–3
- 6-4 全面舗装部分については、管布設後速やかに舗装を行うこと。
- 6-5 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。
- 6-6 削 除圧送管については、施工後監督員立会いのもと水圧試験を行うこと。
- マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のカメラ調査を完成報告書提出前に行うこと。 2-9
- 管内のカメラ調査を行なう場合は、調査報告書の提出及び電子媒体にて調査映像を1部提出すること。 8-9

### 7. 排水処理

- 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対 策を請負者の責任において講じなければならない。 7–1
- (1)受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- (2)受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるととも に、監督員に提示しなければならない。
- (3)濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4)受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理され (5)受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施 ていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## 8. 現場管理一般

#### 8-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまで もなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。
- (4) 掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀 裂等の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。

### 8-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、請負者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民 および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
  - (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

- 8-3 職員の駐在
- (1) 請負者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。 3
- 9. 損害補償
- 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て請負者の負担と責任において行うものとする。 9–1
- 9-2 請負者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。
- 請負者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。 9–3
- 事前家屋調査については三重県業務委託共通仕様書の工損調査共通仕様書に基づき実施すること。 9–4
- 10. 瑕疵担保
- 10-1 掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補 を 行うこと。
- 11. 竣工時の提出書類
- 11-1 請負者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 11-2 公共マス設置台帳を指定の用紙により作成、また、公共ます設置後の写真(近景・遠景)を添付し提出すること。
- 11-3 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。
- 11-4 再生材を使用した材料は、伝票のコピーを提出すること。

- 11-5 完成図を提出すること。
- 12. 検査
- 12-1 請負者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 12-2 請負者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 13. 40街
- 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。 13-1
- 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出する 13-2
- 13-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。 13-4
- 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員及び亀山警察にその旨を連絡すること。また、1日の作業 が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。 13-5
- 13-6 公共ます設置申請書を回収し、申請者に位置確認を行うこと。
- 13-7 公共ます設置チェックリストに記入すること。
- 竣工時に公共ます設置申請書及び公共ます設置チェックリスト並びに排水設備台帳一覧表を作成し提出を行うこと。 13-8

- 供用開始前に施工した部分の下水道管等の点検の指示があった場合は、速やかに点検を行い報告すること。 13–9
- 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。 13-10
- 13-11 バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。
- 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。 13-12
- 13-13 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。
- 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。 13-14
- 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。 13 - 15
- 13-16 マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「まち並/アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナショウブ」
- 13-17 公共ます蓋デザインは、市章入りとする。
- 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。 13-18
- 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。 13 - 19
- 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法等を施工計画書に記載すること。 13-20
- 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鋲等を復元すること。また、道路改良等の計画がなされている場合は、その 座標も管理し、ピンの復元をすること。 13-21
- 13-22 As,Co塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請通知書に記載すること。

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり	<ul><li>図 調整項目 □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整</li><li>図 施工順序の調整 図 その他 ( 公共下水道事業に伴う配水管改良工事)</li></ul>
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	
	<ul><li>□ 工期</li><li>□ 他機関との協議が未完了</li><li>☑ 占用物件との工程調整の必要あり</li><li>☑ その他(公共ます設置申請書について)</li></ul>	m上カスス / カーボーン / フェロー
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 □ N/s ~No · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	□ 仮設ヤードの有無	完了見込み時期
		ひた
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	【2 騒音 【2 振動 □ 水質 □ 粉じん 【3 排出ガス □ その他(
	☑ 事業損失防止に関する調査あり	施工方法等
		(□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協 ( S 計上あり □ その他 ( ) □ 別途
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☑       交通安全施設等の配置       □       別途図面       □       その他(       )       ☑       別途協議)         ☑       交通管理要員の配置       □       別途図面       □       その他(       )       ☑       別途協議)
		□ 指定路線 ☑ 指定路線以外 ☑ 和定路線以外 ☑ 配置人員数 ((3人以上配置:行止まり道路・狭隘道路については、2人以上配置) 【各交通誘導員A(1人配 図) 】
	☑ 近接公共施設等に対する制限	□: 1 (注: 前置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導員 A が配置できない場合は変更の対象とする。)   加工時間の制限
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	○上僧 ( 大衛 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
	<ul><li>■ イメージアップ経費適用工事</li><li>■ その他 ( )</li></ul>	
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり □ イメージアップ経費適用工事 □ その他 (	

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪)

平成24年4月

## 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

条件及び内容	経路及び使用期間の制限内容	使用期間及び借地条件	残土処分地 【□別添図等 □別添協議 【3 その他(処分地未定につき相互協議))暫定運搬距離(L = 4 km)	文障物件名 ( 鉄道   電気   電話   水道   ガス   有線   その他 ( ) ) 移設時期 ( 平成 年 月頃     別途協議 ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )
	経路及び 使用中及 用地及び 安全施設 使用中及 その他(		· ·	
明示事項	<ul><li>一般道路(搬入路)の使用制限あり</li><li>仮設道路の設置条件あり</li><li>その他( )</li></ul>	<ul><li>□ 仮設備の設置条件あり</li><li>□ 仮設物の構造及び施工方法の指定</li><li>□ その他( )</li></ul>	<ul> <li>         対土処分(自由処分)</li> <li>         選土処分(指定処分・他工事流用)</li> <li>         選業廃棄物の処理条件あり</li> <li>         は出書類あり</li> <li>         その他()</li> </ul>	<ul><li>公</li><li>こ事支障物件あり</li><li>その他</li></ul>
明示項目	工事用道路関係	仮設備関係	及土· 産業廃棄物 関係	工事支障物件関係

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平成24年4月

# 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項		条件及び内容	
i水工(濁水処理 を含む)関係	<ul><li>■ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり</li><li>本質調査等必要あり</li><li>その他(</li></ul>	□ 項目及び □ 調査項目 ○ □ その他(	項目及び基準値( 調査項目( その他(	~ ~ ~
液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり           □ 提出書類あり           □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認           □ その他(	<ul><li>□ 工法区分 削孔数量 □ 工法関係</li><li>□ その他(</li></ul>	(分(       )、材料関係(       )、社入量(       )、社入量(       )         (所(       )、材料関係(       )       )	
再生材使用関係	<ul> <li>■ 再生材使用の指定あり</li> <li>□ 大価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)</li> <li>□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について</li> <li>□ その他( )</li> </ul>	<ul><li>☑ □ □</li><li>□ □</li><li>□ □ □</li><li>□ □ □</li><li>□ □ □</li><li>□ □</li><li>□ □</li><li>□ □</li><li>□ □</li><li>□ □</li><li>□ □</li><li>□ □<td>再生材の種類 (☑ 再生 A s コン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土4 □ 再生コン砂) 再生材が使用出来ない場合の措置 □ 新材に変更 □ その他 (</td><td>載する)</td></li></ul>	再生材の種類 (☑ 再生 A s コン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土4 □ 再生コン砂) 再生材が使用出来ない場合の措置 □ 新材に変更 □ その他 (	載する)
か ら 名	<ul> <li>□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり</li> <li>□ 現場発生品あり</li> <li>□ 支給品あり</li> <li>□ 盛土材等工事間流用あり</li> <li>□ その他(</li> </ul>	<ul><li>・ 保管場所</li><li>・ 日本の</li><li>・ 日本</li></ul>	50円(	
適用条件		図 三重県 □ 「上木」   その他	公共工事共通仕様書(平成24年7月版)を適用 (部分改訂を行った内容も含む( 構造物設計マニュアル(案) (	)) 編」を適用 )

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

# 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<ul><li>○ 入札時 V E 方式</li><li>○ 契約後 V E 方式</li><li>○ 設計・施行一括発注方式</li><li>○ プロポーザル方式</li><li>○ 総合評価方式</li></ul>	<ul> <li>■ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。</li> <li>■ 契約後にVE提案を受け付ける。</li> <li>■ 補部設計の承認を受けなければならない。</li> <li>■ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。</li> </ul>
電子納品	<ul><li>図 工事写真</li><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>□ 工事完成図書(試行)</li></ul>	<ul> <li>□ 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、□ 2部 □ (1 ) 部)とする。</li> <li>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、 (□ 2部 □ ()部)とする。</li> <li>電子納品の取扱いは「三重県CALS電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。</li> </ul>
産業廃棄物		<ul> <li>□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</li> <li>い。</li> </ul>
工事カルテ作成・ 登録		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交 換システム		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
県内企業優先使用	☑ 県内企業優先使用	<ul><li>☑ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店 (建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。</li></ul>
<b>場合の措置</b> 場合の措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	□ 暴力団員等による不当介入 (三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号) を受けた場合の措置について いて (1)受注者は暴力団員等 (三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号) による不当介入を受けた場合 は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な 協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注 者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を 行うこと。
工事実態調査	□ 工事実態調査	□   三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力するこ   と。

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

平成24年4月

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

#### 積算条件

- ① 分別解体等の方法
- ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
<u>_</u>	①仮設	仮設工事	□手作業
と		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
の	②土工	土工事	□手作業
作		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	□手作業
内容		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
び		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
方	⑥その他	その他の工事	□手作業
法	(取壊し工)	■有 □無	■手作業・機械作業の併用

#### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、 自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設 を想定している。

- 2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係) 少なくとも以下の事項について説明する。
  - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・ 工事着手の時期及び工程の概要
  - ・ 分別解体等の計画
  - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1(建築物に係る解体工事)、別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表3-1、3-2(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

- 3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと する。
  - (1) 解体工事に要する費用
  - (2) 再資源化等に要する費用
  - (3) 分別解体の方法
  - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地